令和８年11月
市民説明会

公共建築物適正化アクションプラン

及び

使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

財務部
財政課・公有財産管理課

1 経過 － 合併により実施した事業

2 見通しの背景 － ●伊達市の財政状況（財政調整基金の残高）
●伊達市の公共施設における課題

3 対応策 － ●公共建築物適正化アクションプラン
●使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

4 今後の予定 － 令和９年度からの取組み

１．経過

―合併により実施した事業

1．経過　合併により実施した事業

市にとって有利な財源（合併特例事業債）を活用することにより、様々な事業を実施してきました。



保原小学校（新築）
H18～H24　39.8億円



伊達市中央給食センター（改築）
H22～H31　26.9億円



梁川小学校（改築）
H22～H28　51.8億円



梁川認定こども園（新築）
H24～H27　9.4億円



まちの駅やながわ（新築）
H24～H29　3.1億円



道の駅「伊達の郷りょうぜん」（新築）
H25～H29　12.7億円

1．経過　合併により実施した事業

市にとって有利な財源（合併特例事業債）を活用することにより、様々な事業を実施してきました。



保原体育館（改修）
H27～H29　8.4億円



本庁舎（増築）
H27～H30　26.7億円



簡易宿泊所とまっぺ（新築）
H27～H31　5.8億円



保原総合公園「パークゴルフ場」（拡張）
フットボール場（新築）
夜間照明設備（新築）
H27～R6　16.5億円



伊達小学校（改築）
H28～R6　63.1億円



市道大柳高子線（道路改良）
H31～R6　9.7億円

2.見通しの背景

ー伊達市の財政状況（財政調整基金の残高）

ー伊達市の公共施設における課題

財政調整基金とは、

災害や不景気による税収不足など、予期せぬ財源不足に備えて積み立てている**「緊急用の貯金箱」**です。お金に余裕がある時に貯めておき、災害復旧や急な出費が必要な時に取り崩して活用することで、自治体の財政を健全に保つ役割を持っています。



財政調整基金の残高が減少することは市民サービスの低下につながります。

（例）災害発生





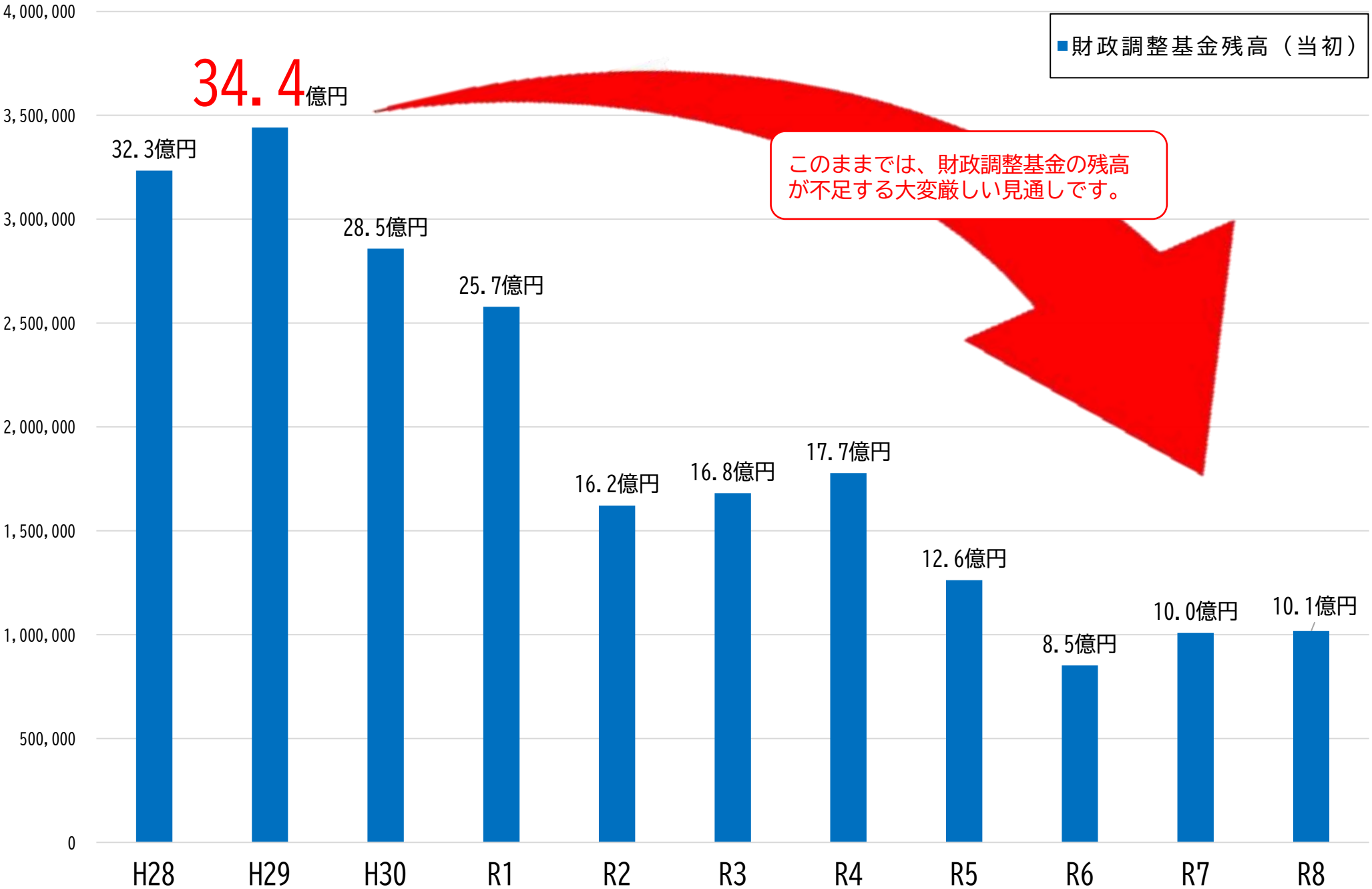
財政調整基金がない・・・
（貯金がない）

復旧（修繕）ができない・・・
（道路通行ができない）

参考

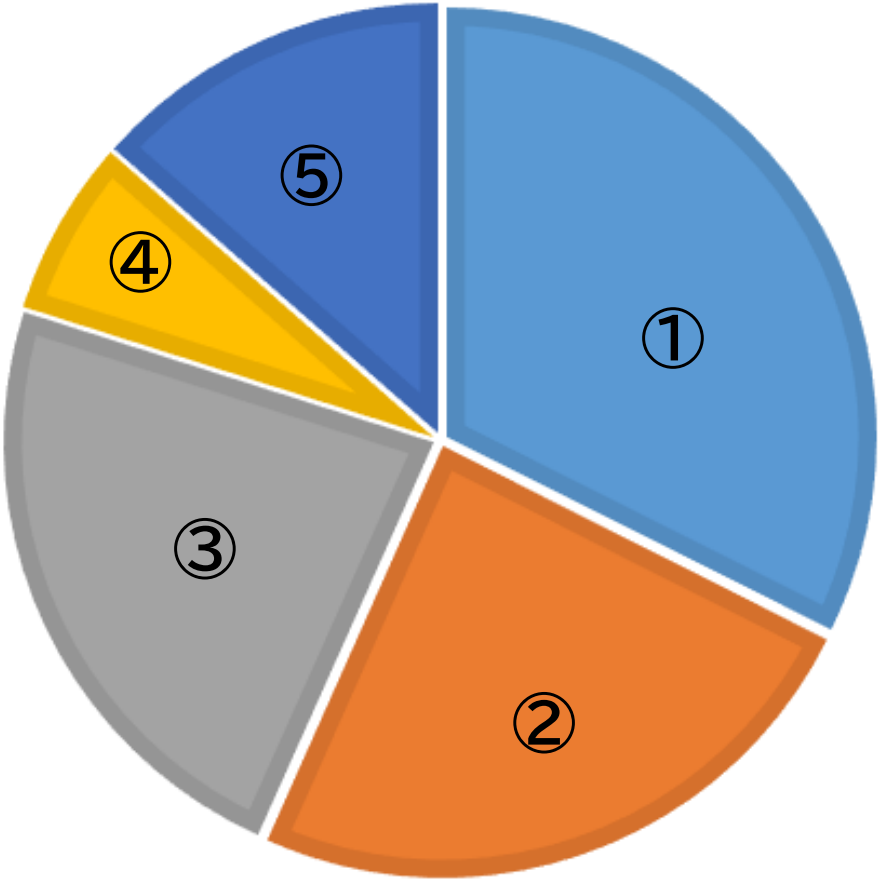
令和元年東日本台風（台風第19号）の災害時には、約10億円の財政調整基金を活用して、災害復旧に取り組みました。

2.見通しの背景　伊達市の財政状況（財政調整基金の残高）



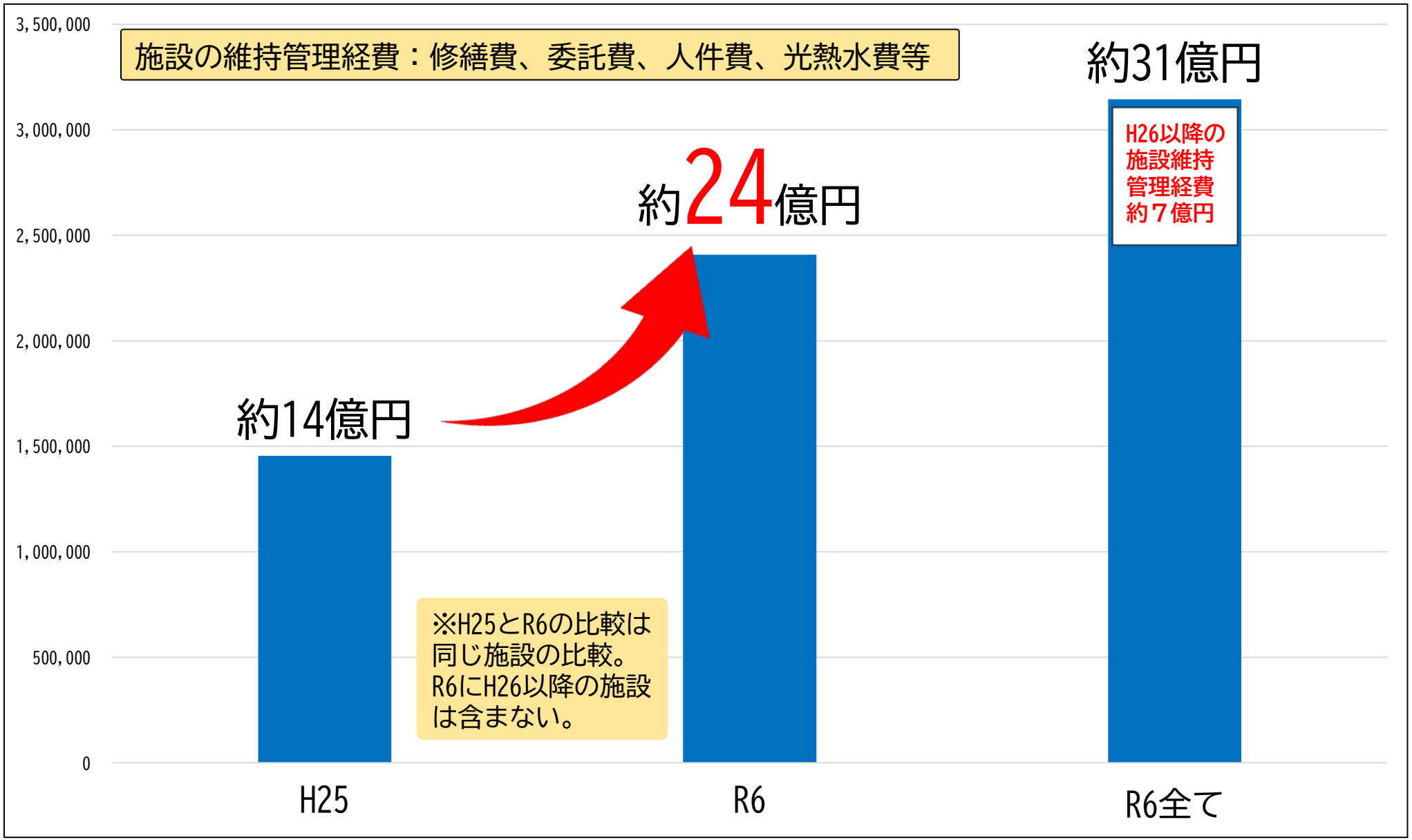
設備の更新が必要となる築20年以上（①＋②＋③）の施設が79.9%あり、今後ますます施設の老朽化が進み、大規模な更新や修繕等が必要となります。

注）電気設備や空調設備等の耐用年数は約15年と言われており、多くの施設で更新・修繕が必要となっています。

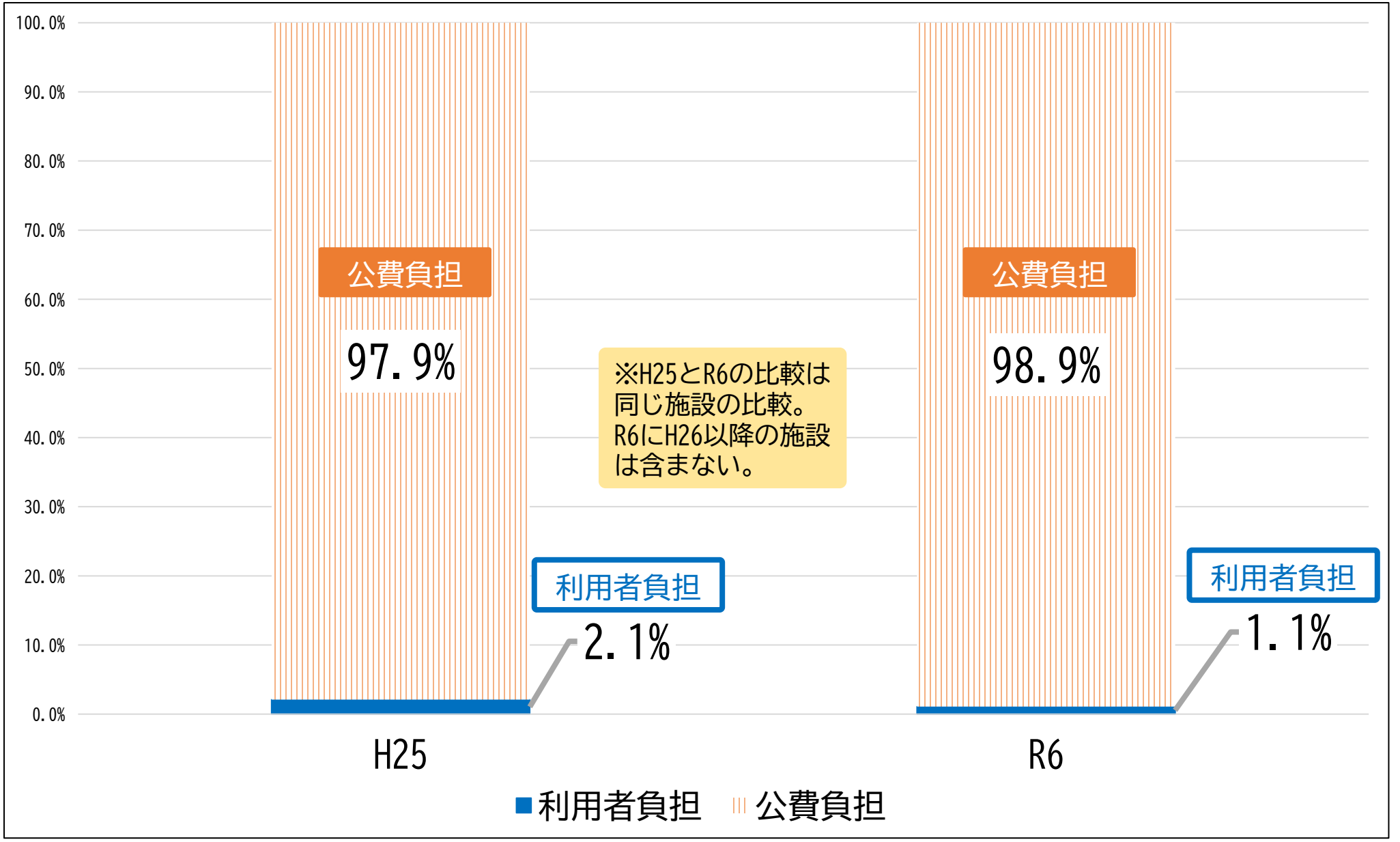


①	築40年以上： 32.4% 例） 月舘中央交流館、梁川体育館、伊達東小学校、大田小学校
②	築30～40年： 24.3% 例） 保原駅コミュニティセンター、梁川美術館、梁川プール
③	築20～30年： 23.2% 例） りょうぜん紅彩館、つきだて花工房、保原歴史文化資料館
④	築10～20年： 6.6% 例） 伊達中央交流館、保原小学校、霊山児童館
⑤	築10年未満： 13.5% 例） 保原プール、保原総合公園簡易宿泊所、室内遊び場

※伊達市公共施設総合管理計画（公共施設の建築経過年数の状況）R6.3月末現在より



物価高騰や施設の老朽化により施設の維持管理経費が**約10億円上昇**



施設利用者（受益者）の負担比率が**1.0%減少**

3. 対応策

－公共建築物適正化アクションプラン
－使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

施設の老朽化及び物価高騰により公共施設の維持管理が最大の課題となっています。

❶人口減少が進む一方、維持管理経費は増大しています。全ての施設を維持することは困難であるため、施設の統廃合・集約化が必要となります。

❷物価高騰や受益者負担を踏まえて、使用料等を見直して施設の維持を併せて推進していくことが必要です。

課題（❶と❷）を改善するための取組み

公共建築物適正化アクションプラン

選択と集中による運営改善や施設再編による維持コストの削減、売却や譲与などの民間活用により、「賢く使う」施設運営を目指します。

使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

使用料及び手数料等を見直すことによってコスト削減の観点だけではなく、市民にとってより良い施設の充実化を図り、併せて稼働率を向上させられるように施設のあり方について検討し取り組んでいきます。

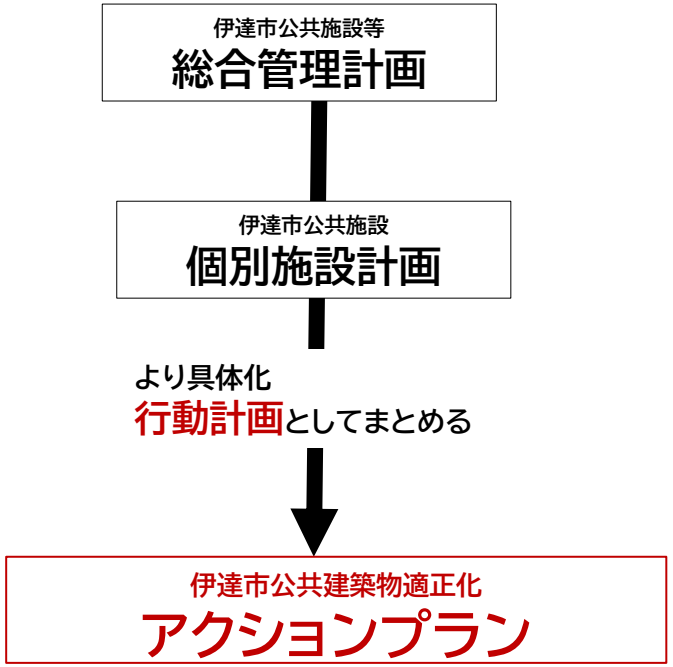
継続して**安定**した**公共サービス**を**将来世代まで**つなげていく

基本的な考え方

公共建築物適正化アクションプランは、伊達市公共施設等総合管理計画（R7.3改訂）の基本方針「賢く使う」を推進するため、伊達市公共施設個別施設計画（R4.7策定）をより具体化し、取組の内容を「行動計画」としてまとめるものです。

プランの位置づけ

人口減少や少子高齢化により施設の利用者は減少する一方、施設の老朽化が進んでいきます。限られた財源で将来にわたって必要な公共サービスを維持していくため、市民の意見を反映させながら施設全体の最適な総量、配置、運営を目指します。



全体計画期間

Ｒ９～Ｒ16（８年間）

前期：Ｒ９～Ｒ11
中期：Ｒ12～Ｒ14
後期：Ｒ15～Ｒ16

「4つの方策」に沿って公共建築物適正化アクションプラン対象施設を選定し適正配置を進めます。

方策	具体的な取組	内容
①運営の改善	運営方法の見直し	休業日追加/時短営業/公民連携の取組など
	施設機能の見直し	施設状況やニーズを踏まえ部屋数や使い方などを改善する/一部休止する
②施設再編	集約化	同じ用途の施設を1ヵ所にまとめる
	複合化	異なる用途の施設を1つに組み合わせる
	用途変更	既存の施設を別の目的や使い方で利用する
③民間活用の検討	譲渡	施設を民間に有償で売り渡す
		施設を民間に無償で譲り渡す
	貸付（現況貸し）	現況施設のまま民間に利用してもらう
④サービスの廃止	閉鎖	施設の利用を停止する

前期計画では、１８施設を選定し、具体的な取組みを進めていきます。

適正化の方策	取組み内容	地域	施設名	備考
①運営の改善	施設機能の見直し	梁川	梁川プール（屋内、屋外）	・屋外プールは当面存続 ・屋内プール機能を保原プールへまとめる
②施設再編	複合化	月舘	月舘総合支所（月舘学園併設）	・月舘中央交流館の機能を併設する
③民間活用の検討	譲渡	梁川	旧小梁川集会所	・市場性が高い物件を売り渡す
			旧メリヤス会館跡地	
		保原	旧保原幼稚園	
			旧ひまわり園跡地	
			旧市営住宅京門団地跡地	
	譲渡・貸付 →いずれかで進める	梁川	旧大枝小学校	・プール及び宿泊施設は、運営主体が民間等に代わる場合も引き続き同じ用途での利用を検討する ・その他の施設は、民間等への譲渡、貸付する
			旧五十沢小学校	
		保原	保原プール（屋内）	
		霊山	旧石田小学校	
			りょうぜん紅彩館	
		月舘	月舘保健福祉センター	
			旧月舘小学校	
			つきだて花工房	
④サービスの廃止	閉鎖	伊達	箱崎農村環境改善センター	・建物や設備機器等の老朽化が進んでいる施設
		月舘	月舘中央交流館	
			月舘体育館	

前期計画：３年間（R9～R11）

計18施設

基本的な考え方

（１）受益者負担の原則

利用者と未利用者の現在と将来の均衡を考慮しながら行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保

（２）受益者負担割合の設定

行政サービスの目的や性質を考慮し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定

（３）減免制度の見直し

減免制度とは、使用料が全額または一部（半額など）免除・減額される仕組みのことです。見直しについては、次回の料金改定時に検討していきます。

1　使用料について

公共施設は設置目的や性質が多様であるため施設の性質により区分し受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定します。

受益者の負担割合は、「0%」「50%」「75%」の３種類とし、「100%」の区分は設定しません。

		民間施設の代替性	
		低い	高い
市民生活における必需性	高い（基礎的）	【A】 公費負担　100% 受益者負担　0%	【B】 公費負担　50% 受益者負担　50%
	低い（選択的）	【C】 公費負担　50% 受益者負担　50%	【D】 公費負担　25% 受益者負担　75%

受益者負担割合	
【A】民間では提供が困難で、大半の市民が必要とする施設	0％
【B】民間でも提供が可能で、大半の市民が必要とする施設	50%
【C】民間では提供が困難で、人によって必需性が異なる施設	50%
【D】民間でも提供が可能で、人によって必需性が異なる施設	75%

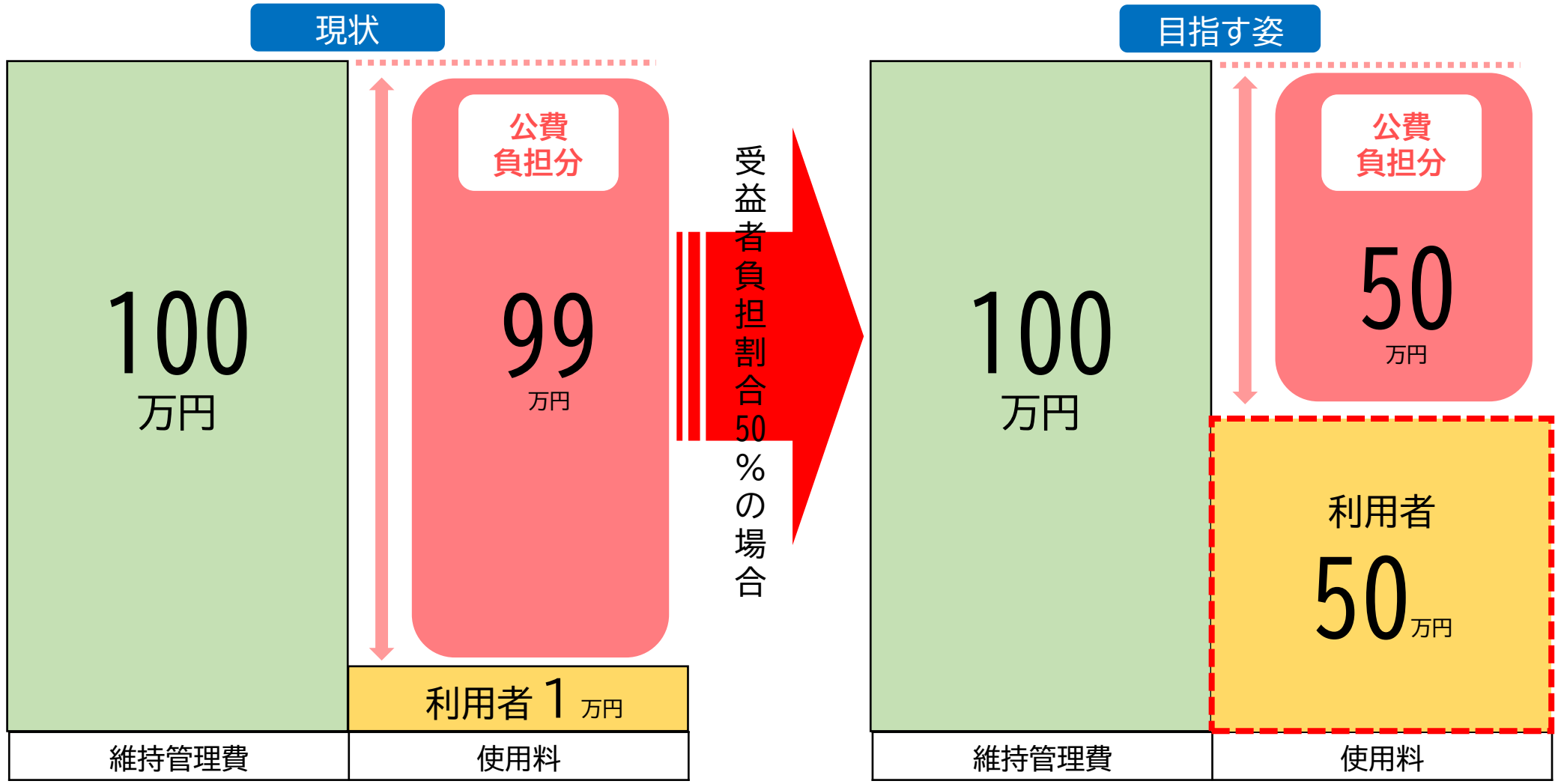
3．使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準

主な施設例

設定	受益者負担割合	施設分類	主な施設例
【A】	公費負担 100% 受益者負担 0%	社会教育系施設（図書館）	図書館
		保健・福祉施設（保健施設）	保健センター
		行政系施設	市役所、消防屯所
		公園	根岸公園、広瀬町公園
【B】	公費負担　50% 受益者負担50%	子育て支援施設（幼児・児童施設）	こども遊び場、放課後児童クラブ
【C】	公費負担 50% 受益者負担 50%	市民文化系施設（交流館等）	交流館
		学校教育系施設（講堂等）	小学校、中学校の校舎
		保健・福祉施設 （高齢福祉施設、その他社会福祉施設）	入浴以外の施設
		複合施設	ウェルネスサロン白根
【D】	公費負担 25% 受益者負担 75%	市民文化系施設（ふるさと会館）	ふるさと会館
		社会教育系施設（博物館等）	歴史資料館、美術館
		スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、プール、保原総合公園、りょうぜん紅彩館、つきだて花工房
		学校教育系施設（体育館・グラウンド）	小学校・中学校の屋内運動場・屋外運動場
		保健・福祉施設 （高齢福祉施設、その他社会福祉施設）	梁川寿健康センター・保原ふれあいセンター・霊山総合福祉センターの入浴施設

施設ごとに受益者負担割合を設定し、定期的に料金見直しを行い、段階的に受益者負担割合の達成を目指していきます。
下記は、目指していく受益者負担適正化のイメージです。

急激に「目指す姿」まで料金を改定するのではなく**段階的に料金改定**し「目指す姿」を目指していきます。



2　手数料について

●市の事務で特定の方が利益を受けることが明らかで、その役務に必要な経費として手数料を徴収するため、原則、受益者負担割合は最大100%とします。

●手数料は、人件費と物件費等の経費を賄うため、受益者負担割合は100%を原則としていますが、同様の手数料が、自治体間で著しい差が生じないよう、必要に応じて料金の均衡を図る場合があります。

例）住民票の交付手数料、所得証明書の交付手数料



3　その他

改定上限率

算定料金が現行料金と比べて大幅に増加となる場合、利用者の急激な負担の増加と、利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として単価に応じた上限率を設定し、段階的に改定していくこととします。

2倍を上限とした
単価に応じた**改定上限率**

基準	改定上限率
250円以下	2.0倍
250円超～500円以下	1.5倍
500円超～2,000円以下	1.4倍
2,000円超～10,000円以下	1.3倍
10,000円超	1.2倍

3　その他

無料施設の有料化

使用料を徴収していない施設については、同種の有料施設との公平性の確保、資産の適正利用・有効活用の観点から有料化を検討し、有料化する場合には、本基準に基づき適正な使用料の設定を行います。

例）こども遊び場の市外利用者を有料化（市民は無料）



①市民文化系施設（集会施設）

施設名	区分		現行料金 ❶	改定案 ❷	増減額 ❷-❶	増減率 ❷／❶
伊達中央交流館	1階	多目的ホール	¥990	¥1,270	¥280	1.3
		研修室１	¥550	¥660	¥110	1.2
		研修室２	¥550	¥660	¥110	1.2
		調理室	¥550	¥660	¥110	1.2
		和室	¥550	¥660	¥110	1.2
	2階	研修室３	¥550	¥660	¥110	1.2
		わくわく広場	¥550	¥660	¥110	1.2
伊達東地区交流館	1階	ホール	¥990	¥1,270	¥280	1.3
		第一和室	¥550	¥660	¥110	1.2
		調理室	¥550	¥660	¥110	1.2
		児童室	¥550	¥660	¥110	1.2
	2階	第二和室	¥550	¥660	¥110	1.2
		講義室	¥550	¥660	¥110	1.2
		多目的ルーム	¥550	¥660	¥110	1.2

※R5料金統一されている施設（交流館等・体育館等）については、施設ごとに差が生じないよう均衡を図ります。

②社会教育系施設（博物館等）

施設名	区分		現行料金 ❶	改定案 ❷	増減額 ❷-❶	増減率 ❷／❶
歴史文化資料館	一般	個人	¥210	¥420	¥210	2.0
		団体	¥160	¥320	¥160	2.0
	生徒等	個人	¥100	¥200	¥100	2.0
		団体	¥80	¥160	¥80	2.0
梁川美術館	小中学生（普通観覧料）	個人	¥50	¥100	¥50	2.0
	小中学生（普通観覧料）	団体	¥40	¥80	¥40	2.0
	高校大学生（普通観覧料）	個人	¥100	¥200	¥100	2.0
	高校大学生（普通観覧料）	団体	¥80	¥160	¥80	2.0
	一般（普通観覧料）	個人	¥200	¥400	¥200	2.0
	一般（普通観覧料）	団体	¥160	¥320	¥160	2.0
	市民ギャラリーA（基本使用料）１日	市内者	¥3,000	¥3,900	¥900	1.3
	市民ギャラリーA（基本使用料）１日	市外者	¥3,000	¥3,900	¥900	1.3
	市民ギャラリーB（基本使用料）１日	市内者	¥2,000	¥2,800	¥800	1.4
	市民ギャラリーB（基本使用料）１日	市外者	¥1,500	¥2,100	¥600	1.4

3．使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準（手数料の算定例）

No.	伊達市手数料条例別表（第２条関係）	手数料		現行料金	改定案	増減額	増減率	コンビニ交付
1	2　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	住民証明交付手数料	住民票	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
2			戸籍附票	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
3			記載事項証明	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
4			諸証明	¥300	¥400	¥100	1.3	
5			広域交付住民票	¥300	¥400	¥100	1.3	
6			身分証明	¥300	¥400	¥100	1.3	
7			住民票閲覧	¥300	¥400	¥100	1.3	
8	4　伊達市印鑑の登録及び照明に関する条例（平成18年伊達市条例第74号）	印鑑証明手数料	印鑑登録	¥300	¥400	¥100	1.3	
9			印鑑証明	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
10	5　地方自治法及び伊達市認可遅延団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成18年伊達市条例第72号）	認可地縁団体印鑑の登録及び証明手数料		¥300	¥400	¥100	1.3	
11	16　その他	税証明書交付手数料	所得証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
12			課税（非課税）証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	¥200
13			納税証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
14			完納証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
15			軽自動車税納税証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
16			所在証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
17			公課証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
18			評価証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
19			登録事項（所有）証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
20			資産証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
21			土地・家屋名寄帳兼課税台帳閲覧・写し	¥300	¥400	¥100	1.3	
22			公図の閲覧・写し	¥300	¥400	¥100	1.3	
23			その他の証明書	¥300	¥400	¥100	1.3	
24		道路台帳閲覧手数料		¥300	¥400	¥100	1.3	
25		国土調査閲覧手数料		¥300	¥400	¥100	1.3	
26	8　伊達市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年伊達市条例第122号）	犬及びねこ等死体運搬手数料		¥500	¥750	¥250	1.5	
27	手数料の条文	３　土地は３筆、建物は３棟までを１件とし、これを超えるときは１筆又は１棟増すごとに30円を増徴する。		¥30	¥40	¥10	1.3	

４．今後の予定

－令和９年度からの取組み

公共建築物適正化アクションプラン

令和８年度から取り組んでいきます。

使用料・手数料等における受益者負担の適正化に関する基準に基づく料金改定

令和９年10月１日からの料金改定を予定しております。